

らせ

事業所・企業統計調査 にご協力を

10月1日現在で、全国一斉に事業所・企業統計調査が実施されます。

この調査は、国勢調査と並ぶ国のもっとも基本的な統計調査の一つで、事業所や企業の基本的構成を明らかにすることを目的としています。

このため、店舗や工場、会社をはじめとして、学校、駅、病院、神社、仏閣など、あらゆる種類の事業所をもれなく調べます。

調査の結果は国、都道府県、市区町村での各種の行政施策や民間における事業計画などの策定の基礎資料として広く利用されています。

9月下旬から調査員が各事業所を訪問して、調査票の記入をお願いしますので、調査にご協力ください。



問合せ先 産業観光課 商工振興担当

家屋の全棟調査にご協力を

現在税務課において、家屋の全棟調査を行っています。

これは市内にある全家屋について固定資産課税台帳に登録してある事項(所在、種類、構造、用途など)に変更があるもの、増改築により床面積の増減があるもの、滅失したが届けがされないまま台帳に登録されているもの及び未申告により台帳に登録されていないなどの家屋を調査するものです。

※家屋を建築したときは建ててから60日以内に市長を経由して知事に不動産(家屋)取得の申告をする必要があります。(山梨県条例第55条)

なお、小規模(目安としては10㎡以下の家屋など)のものについては課税対象外となるものがあります。

すでに正しく課税されている家屋との公平を期し、公正で適正な課税を目的として行われる現地調査ですので、市民の皆さんにはご理解をいただき、調査員が伺いましたら、ご協力をお願いします。

問合せ先 税務課 資産税担当

◆◆◆身近ないきもの観察シリーズ◆◆◆

ノネズミをみてみよう!!

天気の良い夜にうら山にそっと足をはこんで耳を澄ませば、いきものの足音が聞こえてくる。鳴き声だって聞こえてくる。ノネズミは どうして森に暮らししているんだろう? ノネズミはどことなくらしをしているんだろう? 耳をすましてごらんよ・・・。

日時 9月22日(土)・23日(日)

定員 制限はありません

参加料 無料

持ち物 雨具、防寒具、懐中電灯、じーっとみつめる心

時間 午後5時～8時

集合場所 ネイチャーセンター玄関(午後4時30分までに集合してください。)

申込・問合せ先 宝の山ふれあいの里 ネイチャーセンター ☎(45)6222



ノネズミを
観察してみよう!

情報未来館パソコン教室開催

情報未来館のパソコン教室を次の日程で開催します。今回は「インターネット活用教室」です。

ご家庭ではあまり体験できない情報未来館の光ケーブルで高速インターネットを体験してください。

参加料は100円(消耗品負担)です。

応募人員の2倍になり次第、締め切り、抽選とします。

この他に、年賀状・ミニ新聞作成教室・親子パソコン教室なども、今後の広報でお知らせする予定です。

申込・問合せ先

文化会館3階

情報未来館 ☎(43)1452



教室名	インターネット活用教室
条件	インターネット経験者でもっとインターネットを楽しみたい方。
内容	インターネットの活用法や検索方法を覚えて、もっと上手に生活に役立てよう。動画や音楽も体験してみよう。
人数	15名
月日	9月30日(日)
時間	午前10時～正午 午後1時～4時(計5時間)
講師	情報未来館協力委員

浄化槽の維持管理について

地球の環境保全は1人ひとりの理解と実践が大切です。特に大気や水質については深刻な汚染が進んでいます。直接私たちの生活に大きな影響を及ぼす水質汚濁は生活排水によるものが70%と言われており、積極的に合併処理浄化槽の普及推進が図られ、汚さない取り組みがなされています。しかし設置されている浄化槽の点検や清掃が適切に行われなかった場合は、水質が悪化したり浄化槽の機能が損なわれて使用できなくなることもあり、設置のし直しなどの問題も生じてきます。

悪臭を防止したり、水路や河川の水をきれいにし、住み良いまちづくりに取り組んでいくためにも、浄化槽の設置者は、法律に基づいた下記の検査・点検などを実施するをお願いします。

- ◎法定検査 山梨県浄化槽協会の行う、設置後初めての水質検査
- ◎定期検査 山梨県浄化槽協会の行う、年1回の水質検査
- ◎保守点検 保守点検業者と委託契約を結び定期的に実施し維持管理を図る
- ◎清掃 年1回以上、市町村長の許可を受けた業者による清掃を行う

問合せ先 富士北麓東部地域振興局 大月林務環境部 ☎(22)7838

都留市役所 地域振興課 ☎(43)1111 内線171

(株)大黒屋の商品券をお持ちの方へ

(株)大黒屋(福島県いわき市)が破産したため、使用できなくなった同社発行の商品券をお持ちの方は、「前払式証票の規制等に関する法律」に基づき同社の発行保証金から還付を受けることができます。※期限 平成13年10月15日(月)

還付の申し出方法などの詳細については、下記までお問い合わせください。

問合せ先 東北財務局理財部金融監督第二課 ☎022(263)1111